主要地方道　仙台松島線・一般国道45号（仙台松島道路）

				鳴瀬奥松島
			松　島　北	6.8
		松 島 大 郷	3.4	10.2
	松 島 海 岸	4.1	7.5	14.3
利　府　中	4.0	8.1	11.5	18.3

別表６を次のとおり改める。

別表６

A	東水戸道路
	仙台東部道路
	仙台南部道路
	秋田外環状道路
	琴丘能代道路
	米沢南陽道路
	湯沢横手道路
	仙塩道路
	百石道路
	仙台北部道路
	千葉東金道路
	富津館山道路
	深川・留萌自動車道
	日高自動車道
	東京湾アクアライン連絡道
B	東京湾アクアライン
C	首都圏中央連絡自動車道
D	京葉道路のうち習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市中央区浜野町（千葉南ジャンクション）までの区間

別表７を次のとおり改める。

別表７　割引相互間の重複適用関係

⑴　重複適用の有無

	マイレージ	大　口	深　夜	休　日	外　環	一　般	圏　央	圏　連	E　2	障害者	路バス
大　口	×										
深　夜	○	○									
休　日	○	○	×								
外　環	○	○	○	×							
一　般	○	○	×	×	×						
圏　央	○	○	×	×	×	×					
圏　連	○	○	×	×	×	×	×				
E　2	○	○	×	×	×	×	×	×			
障害者	○	×	×	×	○	×	×	×	×		
路バス	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	

㈱　「マイレージ」、「大口」、「深夜」、「休日」、「外環」、「一般」、「圏央」、「圏連」、「Ｅ２」、「障害者」、「路バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、深夜割引、休日割引、東京外環自動車道迂回利用割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引、首都圏中央連絡自動車道における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、ＥＴＣ2.0割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。